

令和3年度

第13回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和4年3月22日（火）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹 5)谷口 高史
6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫 9)太田 隆之
10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
14)中山 喜作 15)岸本 光
5. 議事録署名委員 13)臼井 正 14)中山 喜作
6. 現地確認 15)岸本 光
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第66号議案	農業経営改善計画に関する意見について	1件
第68号議案	農地法第3条の規定による許可について	3件
第69号議案	農地法第5条の規定による許可について	2件
第70号議案	非農地証明願いの承認について	8件
第71号議案	「加東農業振興地域整備計画」の軽微な変更に対する意見について	1件
第72号議案	農用地利用集積計画の決定について	77件
 - 5) 報 告

報告第29号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	3件
報告第30号	農地の貸借の合意解約通知について	33件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局 長

ただいまから、令和3年度第13回加東市農業委員会総会3月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち14名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。なお、1番井上委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

農地利用最適化推進委員につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを最小限に留めるということで出席を見合わせていただいております。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

それではただいまから、令和3年度第13回3月定例会を開催いたします。

本日の現地調査をしていただきました、岸本委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員に13番の白井委員と14番の中山委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

継続審議としていた第66号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。

会 長

地区や農協、農政課から話を聞かせていただいた結果、まずは地区内で調整をしていただくべきだと思いますが、農業委員会としては、調整をきちんとしていただければ問題ないのではないかと思います。

議 長

何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、第66号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議 長

はい、ありがとうございました。全員挙手にて第66号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第68号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第 68 号議案を朗読～

議 長

続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局

番号 1、資料 P6 に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、農地を相続されましたが農業後継者が無く、自分で耕作する見込みもないので、現在耕作されている譲受人に譲渡を申し入れ、話がまとまったので申請をされました。譲受人は、現在、申請地に利用権設定をして耕作されていますが、申請にあたって一旦利用権を解約されています。また、譲受人の農業倉庫で、底地が農地のままのものがあることが判ったので、非農地証明も同時に申請されています。

番号 2 と 3 は、どちらも譲受人が同じ方ですので一括してご説明します。

資料 P8 に申請地の位置図、P9～12 に譲受人の耕作地位置図をつけております。

申請地は、圃場整備で別け田になった細長い農地で、譲受人のお父様の所有地の田に隣接しているため、一体で耕作すると効率的であることから譲り受けることになり、申請されました。なお、譲受人の住所は〇〇ですが、申請地の付近に実家があり、お父様が住まわれています。勤務地も〇〇にあるため、〇〇の農会も了承済とのことでした。

以上 3 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第 68 号議案の説明といたします。

議 長

内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第 68 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議 長

はい、全員挙手にて、第 68 号議案については、原案のとおり許可することとします。

続きまして、第 69 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局	～第 69 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員からの報告をお願いいたします。
現地調査委員	<p>農地法第 5 条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第 69 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇にあり、現場は畑でありました。続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇にあり、現場は田でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1、資料 P13 に申請地の位置図、P14 に利用計画図をつけております。</p> <p>申請地は、〇〇から〇〇を抜けて〇〇へ至る市道沿いにあり、先月、農業振興地域整備計画の用途区分を、農用地から農業用施設用地へ変更する軽微変更の申請があった土地で、変更が承認されましたので、今月、転用を申請されています。譲受人は、市道を挟んで斜め向かい側に〇〇がありますが、経営規模拡大により農業機械等が増えて手狭になったので、露天農業機械置場に転用したいという申請です。</p> <p>申請地は、農業振興地域の農業用施設用地で、東播用水は決済済みです。</p> <p>番号 2、資料 P15 に申請地の位置図、P16 に事業計画図をつけております。</p> <p>申請地は、〇〇にありまして、分譲住宅用地として転用したいという申請です。〇〇がまだ本換地まで完了していないため、登記は従前地のままですが、こういった場合でも仮換地指定通知により換地後の位置と面積を併記して転用申請することができます。議案書の括弧書きが仮換地の番号と、換地される予定の面積になっています。</p> <p>申請地は〇〇の第 3 種農地で、東播用水は決済済みです。</p> <p>これら 2 件の転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第 69 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～

議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 69 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>続きまして、第 70 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">～第 70 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。</p> <p>第 70 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇にあり、現場は農業倉庫でありました。</p> <p>続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 4 の〇〇は、〇〇にあり、現場は駐車場でありました。</p> <p>続きまして、番号 5 の〇〇は、〇〇にあり、現場は山林でありました。</p> <p>続きまして、番号 6 の〇〇は、〇〇にあり、現場は山林でありました。</p> <p>続きまして、番号 7 の〇〇は、〇〇にあり、現場は車庫でありました。</p> <p>続きまして、番号 8 の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P17 に位置図、P18 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は自宅と道路の間の細長い農地で、昭和 5 6 年頃に農業倉庫を建て替えた際に敷地に取り込んでしまったということで、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。</p> <p>番号 2、資料 P19 に位置図、P20 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、申請人の自宅の縁にある土地で、昭和 6 0 年頃に、現所有者のおじいさんと譲渡のお話をされていましたが、その後、手続きをしてい</p>

ないままであったことが判り、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号3、資料P21に位置図、P22に現況写真をつけております。

申請地は、申請人の自宅と道路の間にある土地で、昭和51年頃に自宅を増築した頃から庭の一部として使っており、登記地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号4、資料P23に位置図、P24に現況写真をつけております。

申請地は、〇〇の隣に位置し、平成2年頃に下水道工事の仮設置場に利用された後、一旦は一時転用で戻りましたが耕作しなくなり雑種地化してしまい、現在は駐車場として使っているということです。登記地目と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、土地改良区の受益地外です。

番号5、資料P25に位置図、P26～27に現況写真をつけております。

申請地は、申請人の実家の裏山付近にあって既に山林化しており、農地パトロールで非農地判定をして、その通知を受けて今回非農地証明を申請されました。

番号6、資料P28に位置図、P29に現況写真をつけております。

こちらも農地パトロールで非農地判定させていただいたところになります。自宅の前の農地ですが斜面になっておりまして、道路から下の田へ降りる途中と、道路から自宅へ上がる法面部分になっていまして、いずれも山林・原野化しているため、非農地判定をし、通知を受けて非農地証明を申請されました。

番号7、資料P6に位置図、P7に現況写真をつけております。

先ほど3条申請で農地を買い受けるという分で承認いただいた方ですが、昭和36年頃に農機具庫を建て、昭和60年頃に車庫を増築して使用しているということで、今回、3条の申請にあたって自作地の確認をしたところ、地目が農地のまま農業倉庫が建っているということが判りましたので、非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、土地改良区の受益地外です。

番号8、資料P30に位置図、P31に現況写真をつけております。

〇〇と宅地との間にある細い農地で、昭和40年頃に申請人のおじいさんが住宅を建てたということで、今回相続をされまして、地目が農地のままであると判り、非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、土地改良区の受益地外です。

以上、8件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当

	<p>せず、非農地の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第 70 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 70 号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 70 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第 71 号議案「加東農業振興地域整備計画の軽微な変更に対する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 71 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>続きまして、内容説明を農政課からお願いします。</p>
農政課	<p>資料 P32 をお願いいたします。農地から農業用施設用地への軽微変更の申し出の一覧が載っております。</p> <p>続きまして、次の P33 をお願いいたします。今回、申し出がありました案件について説明させていただきます。</p> <p>所在地は〇〇、面積は 1,061 m²のうち 179 m²になります。公簿地目現況地目ともに田です。所有者は〇〇という方で今回の事業者でもあります。施設の概要は苗置場となっております。今回実施する理由としまして、事業者は、〇〇で約 1.1ha、〇〇で約 0.8ha の農地を耕作している農家でありまして、水稻を中心に農業を営んでいます。現在は、農地にブルーシートを張って育苗をしておりますが、足元が悪いため、年齢が上がるにつれて苗箱の出し入れや育苗の際の見回りが大きな負担となっているとのことです。そこで、今後も現状の規模の農業を維持していくためには、この負担を軽減することが必要でありますので、申出地にコンクリートを敷くことで、その負担が軽減できることから、軽微変更(農地から農業用施設用地への用途変更)を申し出られております。なお、申出地では、苗箱を 600 枚管理することができますが、約 1.9ha の耕作面積に対して必要な苗箱は 380 枚ほどになります。残りの 220 枚の苗箱については、現在もそうですが、加東市内の他の農家さんから一時的に苗箱を預かって管理するために、苗箱を置く面積が必要になります。よって、</p>

申し出の面積は過大ではありません。また、農用地域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。

続きまして、P34 には位置図を添付させていただいております。次の P35～36 には計画図で、どうやって苗箱を置くのかを添付しております。最後に P37 には現況写真を添付しております。

以上で、説明を終了させていただきます。

議長

内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議長

意見がないようですので、採決いたします。

第 71 号議案「加東農業振興地域整備計画の軽微な変更に対する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議長

全員挙手にて第 71 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第 72 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第 72 号議案を朗読～

議長

続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局

P9 の 1 番から P12 の 19 番までが、賃貸借権の新規設定です。この中の 3 番から 18 番までの借受人である〇〇は、認定農業者でもある〇〇が、息子さんと一緒に 2 月 1 日に法人を設立されまして、この度、農地所有適格法人として利用権設定をしたいということで、申請されています。そのため、これまで個人で受けていた利用権は、一旦、合意解約され、法人で新たに利用権を設定する形をとられました。

農地所有適格法人ですが、今回机の上に資料をお配りさせていただいております。農地所有適格法人は、農地の所有権を取得できる法人になっていまして、要件としましては、

- ①法人の形態が、株式会社、農事組合法人、持分会社のいずれか
- ②農業の売上が法人全体の半分を超えていること
- ③農業関係者が総議決権の半分を超えていること
- ④役員の内 1 人以上は農業に従事していること

事していること

が条件になっております。〇〇については、今のところ農地を借りるだけですので、農地所有適格法人かどうか今は特になくてもいいのですが、将来的に購入することも考えておられまして、農地所有適格法人として申請されたそうです。申請書類は農政課で審査され、要件を満たしていると判断されています。決定後は、毎年 1 回、農業委員会へ営農状況を報告していただくこととなります。

続きまして、P12 の 20 番から P14 の 35 番までは、賃貸借権の更新です。

次の 36 番から P17 の 54 番までは、使用貸借権の新規設定です。この中にも、先程の〇〇が設定をされています。なお、P14 の 37 番、38 番に〇〇が設定をされておりますが、農地所有適格法人ではなく、一般法人として農地を借りておられます。資料に一般法人(貸借であれば全国どこでも可能)と書いてありますが、一般法人でも、農地を借りるだけなら申請をして借りることができるようになっております。農地を購入することはできませんが、その際の条件としましては、

- ①契約の中で、耕作が不適切な場合は解除するという条件があること
- ②地域の農業に協力すること
- ③役員や重要な使用人が 1 人以上農業に従事すること

が要件になっておりますが、農地所有適格法人に比べると要件はだいぶゆるくなっております。法人の形態も株式会社や社会福祉法人、NPO 法人、宗教法人、学校法人でも構いません。農業の売上が半分以上なくても問題ありません。ただ問題があるのが、耕作放棄したり、地域の営農に協力せずトラブルになったりした場合は、契約解除になります。

続きまして、P17 の 55 番から P20 の 75 番までは、使用貸借権の更新です。

最後の P21 の 76 番と 77 番は、ひょうご農林機構が中間管理権を設定されるもので、機構が借り受けた上で、担い手へ貸し出しをされます。

全体が P8 にある集計表です。なお、括弧書きは内数で、ひょうご農林機構の中間管理事業分です。

賃貸借権の設定が 35 件、80 筆、127,574 m²使用貸借権の設定が、全体で 42 件、97 筆、123,254.4 m²です。そのうち、機構の分が、2 件、2 筆、6,276 m²です。

合計 77 件、177 筆、250,828.4 m² に利用権が設定され、3月31日に公告される予定となっております。

以上で、第 72 号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第 72 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議 長

はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 72 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、報告事項に入ります。報告第 31 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第 31 号を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号 1、資料 P38 に位置図をつけております。
農地を一般住宅にするための届出を受理しました。

番号 2、資料 P39 に位置図をつけております。
農地を一般住宅にするための届出を受理しました。

番号 3、資料 P40 に位置図をつけております。
農地を分譲住宅用地にするための届出を受理しました。

これらの届出については、添付書類等、完備していましたので、専決処理により、1 番は 2 月 14 日付、2 番は 3 月 7 日付、3 番は 3 月 10 日付で受理通知書を交付しました。

以上で、報告第 31 号の説明といたします。

議 長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続きまして、報告第 32 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第 32 号を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

今回解約が多いですが、1 番、5 番から 15 番、17 番から 21 番の借受人が〇〇の 17 件については、先ほど利用権設定のときにご説明いたしましたけれども、法人で利用権設定をされるご予定ですので、個人の分を一旦解約されています。

2 番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は借り人を変

更して利用権設定をされます。

3番は、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は自宅の進入路に転用される予定です。

4番は、双方合意により無条件で利用配分計画による賃貸借を解約され、解約後は機構が次の借手を探されます。

P25の16番は、双方合意により無条件で3条賃貸借を解約され、解約後は転用されます。

P26の22番とP27の33番は、双方合意により無条件で戦前からの小作を解約され、解約後は分譲用地に転用されます。

P26の23番は、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は3条の売買で許可をいただきました、〇〇が購入されます。

24番からP27の31番までは、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は借り人を変更されます。

32番は、先ほど非農地証明を申請された分ですが、農業者年金の関係により親子で使用貸借されていましたが、そのままになっていたことが今回判りましたので解約をされております。

以上で、報告第32号の説明といたします。

議 長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。

次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局

事務局からご連絡させていただきます。

まず、お手元に営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告をお配りさせていただいておりますが、こちらが営農型発電設備といまして太陽光の下で作物を栽培するというので、許可を取られている分です。毎年2月末までに報告をいただくことになっております。令和3年度分の報告がありましたので、報告させていただきます。まず、P1ですが〇〇という方が〇〇の農地でサツマイモをされている分の報告になっております。この方が加東市で最初に営農型の許可を取られた方で、更新を2回ほどされておりました、P1の3番に単収や所見ということで、以前からしっかり栽培をさせていただいております。P2～P4については、許可を取られているところの図面をつけておりました、P5に現場の実際に植わっているところの写真をつけております。ここは比較的加東市の中では優秀できっちりやっただいていっているところになります。

次にP6、〇〇が〇〇の農地で榊とミョウガで許可を取られていますが、所見を見ていただきましたら、榊とミョウガどちらもまだできていないという状況でして、榊については、路地栽培で苗を植えられていました

が、水はけが悪く、成長せずに枯れてしまったということで現在防草シートを農地に敷きましてそこでポット栽培に変更する予定ということで確認しております。ミョウガについては、太陽光の周りにビニールを巻いてビニールハウスのような形にして、そこでミョウガをしたいという話でしたが、太陽光の完了の遅れが出たことによって植える時期を越えてしまったということで、現在まだ植え付けができていない状況でして、5月か6月頃にはミョウガを植え付けしたいということで確認しております。試験的に一度コーヒーを植えておられましたが、ミョウガを植える時期に備えて今はもう撤去されているということで、P7～P9にそれぞれ写真をつけさせていただいております。

次にP10、〇〇が〇〇でブルーベリーをされている分になりますが、こちらはあまりできていないようなところでして、以前から指導もさせていただいていたところで、所見にも書いてありますが、少しずつ採れるようにはなってきた、今は大きなポットに替えて風でこけたりしないようにということと、自動の灌水システムの設置をされて、これから出荷できる程度には実がなっていくのではないかと聞いております。こちらは転用の許可の期限が令和4年の6月で切れる分になっておりますので、また更新の分があがってくるかと思っておりますので、その時にはご審議いただくことになるかと思っております。P11～P12に現在の状況の写真をつけさせていただいております。

次にP13、〇〇という方が〇〇で太陽光の下でお米をされるということで許可を取られている分ですが、〇〇のすぐ隣の農地でされている分ですが、稲を植えられています。太陽光の下については、今回の太陽光の工事で重機が入って表土がゆるくなったということで、農作業ができず、太陽光の下では作付けはされていません。令和4年には水はけの工事をされてきっちり太陽光の下でも作付けをされるということをご予定されております。P14に写真をつけさせていただいております。

次にP15ですが、〇〇が〇〇の少し下辺りでかぼちゃをしたいということで許可を取られた分ですが、まだ実際は植えられていないですが、工事の遅延や天候不良により栽培適期を越えてしまったので、土づくりに専念して令和4年から栽培をすると聞いております。実際の営農などを手伝えるために〇〇が入られているというところになります。

次にP17、〇〇でこちらも先ほどの〇〇のすぐ隣の農地になりますが、こちらも同じようにかぼちゃで栽培する予定でしたが、工事遅延等で栽培適期を越えてしまったので土づくりに専念して今年度から作付けするということで、こちらも〇〇の関係の分になります。

次にP19、〇〇が〇〇のところでも最初茶で許可を取られていましたが、作物をかぼちゃに替えられて許可を取られた分になります。P20の写真を見ていただいたら、小さいですがかぼちゃがなっているところがありますが、単収は10aあたり400kgということで思ったよりも採れていない状況かなと思っておりますが、P19の所見にも雑草対策であるとか色々な課題をあげられていますが、そういったところの改善を引き続きしていくということでお聞きしております。

次に P21、こちらも〇〇の関係で、〇〇でサツマイモをされている分です。単収はあまりまだ取れていませんが、少しは採れている状況ですが、元々水はけがあまり良くないという圃場でありますので、そういったところの影響がありますので、適切な堆肥の投入であるとか土壌改良も行っていきながら、引き続きサツマイモをしていくということで報告があがっております。P22～P26 それぞれに写真がついております。

次に P27、こちらも〇〇の関係で、〇〇でサツマイモをされている分です。先ほどの他のところと比べると単収は少し多く取れているのかなというところですが、こちらも土壌改良を引き続き行っていきながらしていくということで報告があがっております。P28 も隣り合っている農地で、〇〇が許可を取られている分です。こちらも先ほどと同じような報告があがっております。P29～P33 に写真がついております。

次に P34、こちらも〇〇の関係になりますが〇〇で先ほどの〇〇の農地のすぐ近くのところにはなりませんけれども、こちらもサツマイモで許可を取られている分です。元々今年度につきましては土壌改良をされていて、令和4年から予定通り栽培をするということで報告をいただいております。P35～P36 に写真をつけさせていただいております。

次に P37、〇〇ですが、こちらも〇〇の関係のところになります。令和3年の5月にサツマイモで許可を取られているところで、ここも今年度については土壌改良をされて、来年度から栽培をされるということで報告をいただいております。

次に P39、こちらも同じ〇〇ですが、〇〇の関係になりまして、サツマイモで許可を同じときに取られた分ですが、こちらも今年度については土壌改良をされて来年度から栽培をされるということで聞いております。

もう一か所、今回この報告がまだきていない分で、現在、催促中ですが、〇〇が圃をされている分の報告は、報告が出てくれば、皆様にも報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、農地の借り受け等希望申出書ですが、〇〇という方から〇〇の周辺でどこか借りられるような農地があれば借りたいということで事務局へご相談がございましたので、もしこの辺りの地区でそういった農地がありましたら、事務局までご一報いただければということでお配りさせていただいております。〇〇ですが、今は認定農業者の更新をされていませんが、以前は認定農業者さんで大規模でやられていた方です。農業については非常にきっちりしていただける方かなと思っておりますので、どこかありましたらご連絡いただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、黄緑色の封筒で資料をお配りさせていただいておりますが、以前に何人かの委員さんにブロック別研修会に参加していただいたかと思っておりますが、そのときの資料を他の委員様の分も送られてきましたので、ご参考で見ただけいただければと思ひまして、お配りさせていただいております。

ます。

次に、先月の委員会のときに兵庫県農業農村施策に関する意見の関係で、もし提案や要望事項あれば出してくださいというような話をさせていただいていたかと思いますが、書いてこられた方がいらっしゃいましたら、定例会が終わってから事務局まで持ってきていただくか、活動記録カードを入れるところに入れていただければと思います。どなたが書かれたかということだけ分かるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、農業委員等の政治活動・選挙運動についてというチラシを置かせていただいておりますが、今年は3回選挙がありまして、まず4月に市長選挙、7月に参議院、10月には市議会議員の選挙がございます。選挙のときによく話が出るのが、公職の委員さん方が選挙に協力してもいいのかどうかということをよくお問い合わせがありますので、参考にお配りをさせていただきました。真ん中に農業委員・推進委員は非常勤の特別職の地方公務員となっておりますと書いてありますが、法的にこういう位置付けになってはいますが、それならどうなのかと言いますと、公務員の選挙運動の禁止と書いてありますが、地位を利用した選挙運動は禁止されていますということで、この地位を利用したというのは、公の地位をもって、職務上の上下関係や許認可などの権限を利用して選挙運動を行うことですので、農業委員さんとしていうと、例えばこの申請をあげている人に対して、許可してあげるからこの人に投票してほしいというようなことを言うと違法であるということになります。選挙運動とよく比較される政治活動というのがありますが、選挙運動というのは具体的には選挙の期間、市長選挙でしたら立候補が4月17日なので、その日から投票日の24日の前日である土曜日の23日まで、選挙カーに乗って周られたり街頭に立ったりすることを選挙運動といいます。政治活動というのは、それ以外の時期に政治家として活動される、党に入っている方でしたら政党としての活動をされるとか、今の候補者でいうと後援会を設立するとか総会を開くとかいったことも政治活動という風に見なされます。農業委員さんの場合は、先ほど言ったような権限を利用して投票を呼びかけるようなことは禁止ですが、政治活動については制限されていませんので、ご親戚やお知り合いやご友人から色々頼まれたりされることもあるかと思いますが、後援会活動に協力されること自体は特に制限はございません。投票日の立会人や投票管理者を各地区の区長さんをお願いしているのですが、もしお願いされて投票管理者になることを引き受けられた場合は、選挙運動はできなくなります。ただ、投票管理者はいつからかといいますと、選挙管理委員会から委嘱されますので、委嘱の予定は立候補の前日16日頃に各地区から推薦された方に対して委嘱状が出される予定です。4月16日から24日までの間は、投票管理者を引き受けられた方は選挙運動を控えていただきたいということになります。もう一つ同じような仕事をするのですが、当日の投票

立会人になられた場合は、選挙運動に制限はないですので大丈夫です。もしそういったことで地区から頼まれたり引き受けられたりあればご注意ください、心配なことがありましたら事務局へその都度お問い合わせいただいたらお調べしてお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

議 長

何かご質問等はございませんか。

各委員

～質問なし～

議 長

本日はありがとうございました。
これもちまして、令和3年度第13回総会3月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 白井 正

議事録署名委員 中山 喜作